



水質の環境基準の設定や類型指定等に関する検討を行います。

1. 事業目的

- ① 適切な科学的判断に基づく、環境基準または類型指定の設定や見直しの検討。
- ② 水生生物の生息への影響等を直接判断できる指標や、国民が直観的に理解しやすい指標等、水環境の実態を表す新たな目標の設定。

2. 事業内容

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準は、健康を保護する観点（健康項目）及び生活環境を保全する観点（生活環境項目）から維持することが望ましい環境上の条件として定められており、常に適切な科学的判断を加え必要な改定を行っている。

そのため、新たな環境基準の検討や、国が類型指定を行うとされている水域の類型指定を行うための検討を行う必要がある。主な事業内容については以下の通り。

- ・ 環境基準の設定・見直しに係る検討
- ・ 水域類型の指定・見直しに係る検討
- ・ 水環境中における有害物質の存在状況調査の実施
- ・ 水質・底質分析法の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負事業 民間事業者・団体 等
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

（参考）海域での底層溶存酸素量の類型指定のイメージ

